用語集

移譲式	非移譲式・移譲式の項を参照。
一票移譲式（単記移譲式比例代表制）（アイルランド下院）	定数 3～5 で区割り。優先順位付き投票をする。ドループ式当選基数（当選議員 1 人当たりに要する得票数）を設定し、当選基数以上の票を獲得すれば当選させる。当選基数を超えた過剰な生票を第 2 選好の候補者に移譲する。当選基数を超えた候補者がいない場合、最下位候補者を落選させ、その票を第 2 選好の候補者に移譲する。
「一票の較差」	議員 1 人あたりが代表する人口（有権者数）に選挙区間でアンバランスが生じている状態をさす。1 人の議員が、A 選挙区では 10 万人、B 選挙区では 20 万人を代表していれば、較差は 2 倍である（A 選挙区が B 選挙区に比べ、2 倍、過大に代表されている）。なお、選挙区間だけでなく、各政党に投じられた投票をめぐっても、一票の重みの不均衡（議席率と得票率の不均衡）が生じる。とくに小選挙区制の場合、第 1 党の議席率は得票率を大きく上回ることが多い。
ウェブサイト	
完全連記制	単記制・完全連記制・制限連記制の項を参照。
ゲリマンダー	特定の政党や候補者に有利になるように選挙区の区割りを行うこと。「ゲリマンダー」という言葉は、19 世紀初頭のアメリカでマサチューセッツ州知事だったゲリーが設定した選挙区の形がサラマンダー（伝説上のトカゲ）に似ていたことに由来する。
国際人権規約	1966 年 12 月にニューヨークで作成され 76 年に発効した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約又は社会権規約と略称される）」（昭 54 条 6）及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約又は自由権規約と略称される）」（昭 54 条 7）のこと。 1948 年に国際連合総会において採択された世界人権宣言の内容を敷衍（ふえん）し条約化したもので、広範にわたる社会権及び自由権を規定しており、国際連合の採択した人権関係諸条約の中で最も基本的包括的なもの。
国民投票法	
子どもの権利条約	
戸別訪問	公職の選挙における選挙運動の一形態で、選挙に関し、投票を得若しくは得させ又は得させない目的をもって戸別に訪問することをいい、公職選挙法で禁止されている。
在宅投票制度	

罪刑法定主義	どのような行為が処罰されるか及びその場合どのような刑罰が加えられるかは行為前の法律（成文法）によってだけ定められるとする立法上の立場。
資金管理団体	公職の候補者が代表者を務め、その者のための政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者から指定された政治団体。
市民性教育（シチズンシップ教育）	
自由名簿式比例代表制（スイス下院）	自由名簿式比例代表制（スイス下院）：州単位の区割り。政党名簿をそのまま使用するか、複数政党の名簿を再編して定数分の定員の名簿を自由に作る。特定候補者の削除も可能。名簿中の各候補者に対する票は出身政党の票と見なし、出身政党で票を集計して、出身政党に議席を比例配分する。
主権者教育	
小選挙区	大選挙区・中選挙区・小選挙区の項を参照。
小選挙区 2 回投票制（フランス下院）	1 回目で過半数が取れなければ得票率 12.5%（登録有権者）以上の候補によって 2 回目の決選投票に臨む。
小選挙区比例代表連用制	日本で提案されている選挙制度。現行の小選挙区比例代表並立制と小選挙区比例代表連用制は、比例区議席を政党に割り当てる計算方法（ドント式）の運用だけが異なる。連用制ドント式では、標準ドント式による計算結果のうち、除数が各党の「小選挙区獲得議席数＋1」以降の範囲だけで、商を全党にまたがって大きい順に「比例区定数」だけリストアップし、各党のリストアップ件数を各党の比例区獲得議席数とする。リストアップ件数が各党で 1 以上あれば、比例区定数＋全党小選挙区獲得議席数に開始除数 1 の標準ドント式を適用した結果と同じ。
小選挙区比例代表併用制（ドイツ下院）	州単位の区割り、仮総定数を政党名簿選挙と小選挙区選挙に均等割り当て。2011 年以降の改正で名簿結合（票の連邦集計→各党への議席配分→各党での各州への議席配分）を廃止。連邦レベルでの議席の比例配分プロセスの中に小選挙区の議席を組み込む。小選挙区の獲得議席が比例配分議席を上回る政党が現れるので、この超過議席による連邦レベルでの比例配分からの破れを仮総定数外の必要な数の調整議席で埋める。
制限連記制	単記制・完全連記制・制限連記制の項を参照。
大選挙区	大選挙区・中選挙区・小選挙区の項を参照。
大選挙区・中選挙区・小選挙区	1 つの選挙区から 2 名以上を選出する選挙区をすべて「大選挙区」と呼ぶこともあるが、日本の地方議会選挙について「大選挙区」とい

	う場合は、その自治体の区域全体を１つの選挙区とすることを指す。これに対して､自治体の区域をいくつかに分けたうえで１選挙区から２名以上を選出する場合を「中選挙区」、１名のみを選出する場合を「小選挙区」と称する。
地域代表制	個々の市民（人）ではなく、州のような地理的単位それ自体を代表の単位とする仕組み。地域代表がとられると、各地域に、人口にかかわらず一定数の議席を与えることも可能になる。たとえばアメリカでは、下院選挙では人口に応じ各州に議席が配分されるのに対し、上院選挙では人口にかかわらず各州が 2 名の議員を有している。日本では、人口の少ない県に一定数の議席を確保するために、各都道府県に地域代表的性格を認めるべきであるといった主張もある。
中選挙区	大選挙区・中選挙区・小選挙区の項を参照。
単記制	単記制・完全連記制・制限連記制の項を参照。
単記制・完全連記制・制限連記制	１つの選挙区から 2 名以上を選出するにもかかわらず、選挙人は 1 名しか選択できない場合を「単記制」といい、複数名を選択できる場合を「連記制」という。連記制のうち、定数と等しい人数を連記できるものを「完全連記制」、定数より少ない人数しか連記できない（たとえば、定数 10 名の場合に 3 名選ぶ等）ものを「制限連記制」という。
統治機構	国会、内閣、裁判所、地方自治など、憲法規定のうち制度に関わる部分全体を指す。政治制度（国会、内閣、地方自治）を指して用いられることも多い。
ドント式	小選挙区比例代表並立制の比例区選挙に適用される標準ドント式では、各党の比例区得票数を 1、2、3…という自然数の除数（比例区での獲得議席数に相当）で順に割っていき、得られる商（議員 1 人当たりの当選に要する得票数に相当）を全党にまたがって大きい順に「比例区定数」だけリストアップし、各党のリストアップ件数（各党の最小商に対応する最大除数）を各党の比例区獲得議席数とする。各党の最小商は全党比例区得票数÷比例区定数にほぼ等しい。視覚的には、表の最上行に左から各党得票数を多い順に並べ、各党の列に上から 1、2、3…で得票数を割って得た商を並べると、各党の最小商のラインが階段状に右上へ並ぶ。上から最小商ラインまでが各党の獲得議席となる。
二院制	議会が 2 つの議院から構成される仕組みが二院制（両院制）である。一般には、より民主的基盤が強い、あるいはより強い権限をもった議院を第一院、もう一方の議院を第二院と呼ぶ。前者を下院、後者を上院と呼ぶ場合もある。第二院の選出が、直接選挙によらない場合（た

	とえばイギリスの貴族院）もある。日本の国会を構成する衆議院と参議院は、ともに国民から直接選挙さる。憲法上、衆議院の優越が認められているが、実質的には、両院の権限は対等に近い。
政治活動	
政治団体	政治上の主義・施策を推進したり特定の公職の候補者を推薦したり、それらについて意見表明することを目的とし、また組織的継続的にそれらを行う団体。
世界人権宣言	
選挙運動	特定の選挙において、特定の候補者が当選するようにと、投票を得又は得させることを目的として行われる一切の行為
選挙運動期間	
ソーシャル・ネットワーキング・サービス	
なりすまし	
非移譲式	非移譲式・移譲式の項を参照。
非移譲式・移譲式	ある候補者が当選に必要な票数を上回る得票をした場合にも、その余剰票をほかの候補者（同一政党の候補者など）に譲ることができない方式の選挙を「非移譲式」という。日本で現在行われている大選挙区および中選挙区の選挙はすべて非移譲式であり、同一政党から複数の候補者が立候補した場合に同士討ちが生じる。しかし、投票人が候補者の選好順に順位をつけておき、1 番目の候補者が当選に必要な票数よりも多く得票した場合に余剰票を 2 番目以下の候補者に順次移譲する方式（「移譲式」）を採用している国もある。移譲式の党派別議席配分は名簿式比例代表制とほぼ同じ結果になるので、移譲式は比例代表制の一種と考えられる。
表現の自由	言論や文書による思想、信条の表明の自由のほか、集会、結社、出版、報道の自由など、個人が外部に向かってその思想、信条、主張、意思、感情などを表現する一切の自由。
併用制	併用制と連用制の異同の項を参照。
併用制と連用制の異同	小選挙区比例代表併用制は名簿投票の定数と小選挙区の定数を合わせた「総定数」（「比例区定数」でない）の議席をまず各党に比例配分した「後」で各党の総獲得議席数から小選挙区獲得議席数を差し引いた議席数分だけ政党名簿から当選させる点が連用制と異なる。連用制ではドント式で小選挙区獲得議席に「比例区定数」の議席を上乗せする意味合いを「最初」から開始除数に盛り込むため併用制と違って超過

	議席が発生しないが、各党の議席占有率が得票率に一致する保証はない。連用制ドント式で商のリストアップ件数が各党で 1 以上あれば、連用制と併用制（小選挙区定数の代わりに全党小選挙区獲得議席数とする場合）の結果は同じになる。
無投票当選	立候補者の人数が定数と同じか定数より少ない場合に、投票を実施せずに全員を当選とすること。
連記制	単記制・完全連記制・制限連記制の項を参照。
連用制	併用制と連用制の異同の項を参照。
優先順位付き連記投票制（選択投票制）（オーストラリア下院）	小選挙区制の一種。最下位候補をまず落選させ、同候補に第 1 選好投票した投票者による第 2 選好以下の票を同候補以外に移譲し、過半数の候補者が現れるまで繰り返す。
有料インターネット広告	